

平成 29 年度第 5 回  
野田市情報公開・個人情報保護審査会会議次第

日 時 平成 29 年 8 月 2 日 (水)

午前 9 時から

場 所 市役所低層棟 4 階 職員控室

1 個人情報取扱事務について（公開）

報告事項

- ・野田市結婚新生活支援事業補助金に関する事務の事務開始届（企画調整課）

2 質問事項 個人情報保護制度の運用の見直しについて（公開）

- ・外部提供をする場合の本人通知について
- ・個人情報を取り扱う事務の届出制度について

3 質問事項 行政文書部分開示決定に対する審査請求について（7件）（非公開）

## 別記第1号様式（第3条第3項）

## 個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成29年7月26日

(届出先)

野田市長

届出者 野田市長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	野田市結婚新生活支援事業補助金に関する事務							
届出担当課等の名称	企画財政部 企画調整課							
事務の目的	新婚の夫婦に対し、予算の範囲内において、婚姻に伴い新たな生活を営むために必要となる費用の一部を補助することにより、その経済的負担の軽減を図り、もって、本市における若年層の定住を促進するため。							
対象者の範囲	補助金申請者及び配偶者							
個人情報の記録項目	①基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 日本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他						
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 続柄 <input checked="" type="checkbox"/> その他（婚姻届提出日）						
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input type="checkbox"/> その他						
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由（第7条第3項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input type="checkbox"/> その他							
	④心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他						
	⑤社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（無職であること）						
	⑥経済状況	<input checked="" type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input checked="" type="checkbox"/> 納税状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他						
⑦その他	交付決定を受けた者にあっては、振込先口座の情報							
事務開始年月日	平成29年8月1日							
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外（ <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他） 本人以外から収集している理由（第7条第2項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input checked="" type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> その他							
個人情報の目的外利用・提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他） 目的外利用・提供をしている理由（第9条第1項） <input type="checkbox"/> 1号（根拠法令） <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> その他							
電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
備考	個人情報の保存期間 1・3・5・10年 永年・常用 <input type="checkbox"/> その他（補助金交付決定を受けた者の個人情報は5年、不交付決定を受けた者の個人情報は1年）							

野田市結婚新生活支援事業の事務について

- 1 補助金申請書の提出を受ける。
- 2 要件を審査し、補助金の交付等を決定する。
- 3 交付決定を受けた者から補助金交付請求書の提出を受ける。
- 4 請求に基づき補助金を交付する。

## 外部提供をする場合の本人通知について

前回の資料及び説明では、《本人同意の推定》の議論（条例第9条第1項第2号）と、《公益上特に該当性》の議論（条例第9条第1項第5号）とを混同してしまっていた。

貴審査会の御意見を頂きたい点は、公益上必要であるが「特に」とまではいえない事務について、反対者を除く手続をした場合には、公益上「特に」必要がある事務に該当することとなるかについてであるため、改めて次のとおり記載する。

野田警察署からの依頼に基づく高齢者名簿の提供の件では、高齢者名簿提供事務は公益上必要があると認められるが、振り込め詐欺等の犯罪や高齢者の交通事故抑止対策については、ほかに有効な方法がないとは認められず、有効性と個人情報の保護の双方の必要性を考慮すると、本件高齢者名簿提供事務には、個人情報の保護よりも優先させるべき必要性が高いとまでは認められないとのご判断を頂いた。

### 【反対者への配慮による公益上特に必要があると認めるときの該当】

外部提供を行う際、対象者の数が多いときは、その事業に反対する者が想定されていても、全ての対象者の同意を得ることは現実的に難しい。

そこで、高齢者名簿の提供の件について、市報及びインターネットで周知し、一定の期間を設けて反対の申出を受け付け、反対申出者の情報を名簿から除いた上で提供である場合には、反対者への配慮がなされており、公益上特に必要があると認める場合に該当すると考えているが、貴審査会のご意見を頂きたい。

## 【本人通知や周知等の取扱いについて】

反対者への配慮のための本人通知や周知等の取扱いについて、本人通知が最も良いと考えているが、事務負担を考慮した上で、前回は 100 人未満としていた本人通知は、50 人未満とした。

### ○ 本人通知や周知等の取扱いについて

《対象者の数が 50 人未満の場合は、本人通知》

- ① 郵送により、外部提供をすること、反対者の情報は提供から除くため、提供拒否の申出をしてほしいこと、申出方法及び申出期間を通知する。
- ② 申出期間は、通知の発送日から 15 日間以上の期間を設ける。
- ③ 申出者に対して、外部提供の対象から除くことを郵送により通知する。
- ④ 申出者の情報を除き、外部提供をする。

《対象者の人数が 50 人以上の場合は、市報等による周知》

- ① 市報及びホームページにより、外部提供をすること、反対者の情報は提供から除くため、提供拒否の申出をしてほしいこと、申出方法及び申出期間を周知する。
- ② 申出期間は、市報への掲載又はホームページへの掲載のいずれか遅い日から 30 日間以上の期間を設ける。
- ③ 申出者に対して、外部提供の対象から除くことを郵送により通知する。
- ④ 申出者の情報を除き、外部提供をする。

《緊急の提供は認めない》

緊急の提供は、条例第 9 条第 1 項第 4 号の「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき」に該当するものだけであり、公益上特に必要があると認めるときを適用して外部提供を緊急で行うことではないと考えている。

## 【条例の改正の検討】

実施機関の義務として明確に位置付けるため、本人通知や市報等による周知をすることを条例に規定したいと考えている。

# 個人情報を取り扱う事務の届出制度について

## 1 届出制度の趣旨について

### (1) 現状と課題

届出については、実施機関が行う個人情報を取り扱う事務を市民に明らかにするために行っているものであるが、現実的には届出漏れが生じていることから、職員に対して改めて届出制度の趣旨を明確化して、意識を高める必要がある。

### (2) 他団体の状況

他団体においては、市民と実施機関に対する観点から次のように趣旨を定めている。

#### ① 対市民

市が取り扱う個人情報の概要を確認すること。

#### ② 対実施機関

その取扱いを制限するとともに、事務の確認をすること。

### (3) 見直し案

本市の考える趣旨も他団体と同様と考えるが、市民に対しては、「届出制度は、市が取り扱う個人情報の概要を確認するものである」ということを条例に明記したい。

#### ○ 野田市個人情報保護条例 第6条第4項の改正案

改 正 案	現 行
(個人情報取扱事務の届出) 第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務その他規則で定める事務を除く。)を開始しようとするとときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするとときも、同様とする。 (1)～(8) (略)	(個人情報取扱事務の届出) 第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務その他規則で定める事務を除く。)を開始しようとするとときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするとときも、同様とする。 (1)～(8) (略)

2・3 (略)	2・3 (略)
4 市長は、第1項の規定による届出に係る事項について、 <u>市民等が市の取り扱う個人情報の概要を確認することができるよう</u> 、一般の閲覧に供するものとする。	4 市長は、第1項の規定による届出に係る事項について、一般の閲覧に供するものとする。

また、職員に対しては、次のとおり手引に記載して、条例の規定とともにその意識付けを図りたいと考えている。

取り扱う個人情報の概要を公表することにより、市民に対しては市の取り扱う個人情報の概要を確認することができるようにして、実施機関に対してはその取扱いの制限を確認することができるようにするもの

## 2 届出書の様式について

### (1) 現状と課題

届出については、次のような課題や誤りがある。

- ・事務の届出の単位は、小さな単位が多いが、大きな単位もある。
- ・事務の届出自体が漏れている。
- ・届出書のチェック項目に誤りがある。
- ・わずかな可能性を想定してチェックしているものがある（状況に応じて収集する可能性のある項目を含む）。
- ・作成側も閲覧側も届出書の様式が分かりにくい。

### (2) 他団体の状況

#### ① 事務の届出の単位

明確な定義がない場合と、個人情報ファイルごとの定義を設けている場合がある。また、名前などをキーとして検索し得る個人情報に限定している団体も多い。

#### ② 届出書

届出書自体には、大きな差があるわけではない。

### (3) 見直し案

#### ① 事務の届出の単位

非識別加工情報制度の導入を視野に入れ、国の個人情報ファイルと同様の定義とすることを検討した。

個人情報ファイルの対象は、検索できるように体系的に構成したもので、個人情報の取扱件数が千人以上であることから、この定義では、千人未満の事務は対象外となる。

保護すべき個人情報は、検索の可否や件数の大小で変わるものではないことから、全ての個人情報を対象に現行と同様に目的ごとにする。

ただし、明確な定義を示すことは困難であるため、基本は小さな単位とするが、事務の目的が同じであり、取り扱う個人情報が類似する場合は、一つの事務にことができるものとする。

なお、非識別加工の対象となる個人情報ファイルについては、当該制度を導入する際に検討する。

#### ② 届出書

現行の届出書の様式と大きく変わるものではないが、次の観点から別紙1「個人情報取扱事務登録簿」のとおり改善したいと考えている。

なお、様式の名称についても、国で呼称する「個人情報取扱事務登録簿」に変更した。

##### ア 「区分」欄

「各審議会等の委員に関する事務」のように複数の課に共通する事務や「避難行動要支援者支援事業事務」のように複数の課において共同で行う事務の届出方法が整理されていなかったため新設

##### イ 「実施機関の名称」欄

現行の届出書の「届出者」の記載を欄内に収める。

\*複数の実施機関の共通する事務での届出の場合

→ 現行は、「届出者」として『全実施機関』と記載している（全ての実施機関で行われていなくても複数あれば『全実施機関』と記載）。

→ 新様式では、「実施機関の名称」欄に、主たる実施機関を先頭に記載し、そのほかの実施機関の名称も全て記載する。

#### **ウ 「届出部課等の名称」欄**

届出部課名を記載するが、複数の課がかかわる場合は、全体の問合せ先としての意味を持たせる。

#### **エ 「関係課等の名称」欄**

複数の課がかかわる場合において、「届出課等の名称」欄に記載された以外の課名を記載する欄を設ける。記載する課が多くある場合は、『各審議会等の担当課』等とすることもできることとする。

なお、現行では、組織改編に伴い課名が変更された場合の届出が明確でなく、課名変更が反映されていない届出書がある。見直し後は、市の組織編成を所管している行政管理課が他の実施機関も含めて一括で届け出ることとする。

#### **オ 「届出年月日」欄**

当初に届け出る日を記載する。

#### **カ 「開始年月日」欄**

届け出る事務が開始される日を記載する。

→ 現行は、明確な開始日が分からぬ場合の記載方法が整理されていない（空欄など）。

⇒ 見直し後は、確認ができる範囲で「昭和〇〇年以前」という記載もできることとする。

#### **キ 「最終変更年月日」欄**

最後に変更を届け出た日を記載する欄を設ける。

#### **ク 「事務の名称」欄及び「事務の目的」欄**

目的ごとに事務の名称及び目的を記載する。

#### **ケ 「事務の概要」欄**

事務の流れ等を「別紙」に記載しているものを様式の欄に設ける。

別紙は、平成 20 年 3 月から利用目的の明確化のために、事務の流れを記載して届出書に添付しているが、その記載内容に変更があつた場合であっても、変更の届出の対象としている（記録項目等の変更の届出の際には、別紙の内容も変更している。）。

見直し後は、個人情報の取扱い内容を簡潔に記載することとし、条例に届出事項として規定する。※条例改正案は次回提出

<例>

申請書の提出を受け、要件審査をし、交付等を行う。

介護に関する相談を受け、適切な支援内容を検討し、支援を行う。

#### コ 「対象者」欄

現行と同様に対象者の範囲を記載する。

#### サ 「収集項目」欄

→ 現行は、チェックボックスにチェックを入れる方式であるが、これは記述式である国を除き、その他の団体も同様である。

記述式である国の個人情報ファイル簿では、『ファクシミリ番号、電話番号』としたり、単に『連絡先』としたりするなど、一貫性がなくかえって分かりにくい。

⇒ 見直し後は、取扱いの多い基本的な項目は名称を整理してチェックボックス式として、その他の項目は記述式としたい。

#### <個人情報の記録項目の区分>

現行では、「①基本的事項」から「⑦その他」まで、個人情報の記録項目を7つに区分しているが、区があることで、項目の選択を難しくしていることもあるため、区分は廃止したい。

なお、原則、収集を禁止する要配慮個人情報については、それ以外の個人情報とを区分する。また、個人情報は収集するものであることから、「記録項目」を「収集項目」に改める。

#### <記録項目の整理>

個人情報の収集項目は、別紙2「個人情報の収集項目（記録項目）新旧対照表」とおり整理した。また、それぞれの収集項目の内容が分かるように別紙3「個人情報の収集項目の内容」を作成して公表する。

なお、公の情報を収集項目として取り扱うかの課題があったが、出版や報道により、公になっている情報であるかどうかの判断は難しいため、見直し後も現行と同様に、個人情報の収集項目から除外しないこととしたい。

#### シ 「収集先」欄

→ 現行は、根拠法令を除けばチェックボックスのみで、「他の実施機関」へのチェックでは、具体的な実施機関を把握できない。

また、本人以外から収集している理由は、条例第7条第2項各号

の号数だけを表記しており、その理由を把握できない。

⇒ 見直し後は、収集先の名称を記載することとしたい。なお、収集先が実施機関内部又は他の実施機関の場合は、課等の名称を記載する。また、本人以外から収集している理由が届出書から把握できるよう、条例第7条第2項の理由を記載したい。

## ス 「経常的な目的外利用・提供先」欄

→ 現行は、目的外の利用と提供先が同じ欄であり、理由のチェックも分けて行うことができないことから、正しく理解することが困難である。また、目的外利用や提供の根拠が条例第9条第1項各号の号数だけを表記しており、その理由を把握できない。

さらに、条例第6条第1項第7号には、目的外利用を経常的に行うときは、その利用の範囲を届け出ることが規定されているが、様式には実施機関内部のチェックボックスがあるのみであり、市民からは、目的外利用の欄には、目的外利用の理由と利用する事務の名称、さらには利用する事務の目的まで記載しなければ、どの事務からどの事務に、どのような目的で、何が提供されているのかを確認することが難しいとの指摘を受けている。

⇒ 見直し後は、目的外の利用と提供を区分して、「利用する事務の名称」及び「主な利用（提供）項目」（『税情報等』のように簡潔に）を記載し、利用する事務ごとに理由のチェックを行うこととするため、利用する事務の数だけ欄を追加して対応したい。

### （個人情報取扱事務の届出）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務その他規則で定める事務を除く。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)～(6) (略)

(7) 第9条第1項ただし書の規定により個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先

(8) (略)

2～4 (略)

## <住民基本台帳の利用について>

→ 住民基本台帳法の目的は、第1条に「住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資すること」と規定されており、市の事務に住民基本台帳の情報を利用することは、目的内の利用である。しかし、現行では、住民基本台帳の情報を市の施策の検討のためのアンケート発送事務に利用することは、住民基本台帳法の目的外利用として取り扱っている。

⇒ このことについて、県に住民基本台帳法の解釈を確認したところ、法令等に定める事務のほか、公益性のある学術調査等に利用できるが、実施するアンケート調査が同法の目的内に該当するかについては、市が自ら判断すべきとのことであった。

見直し後は、市の施策の検討のために行うアンケート調査は、公益性のある調査に該当するため、住民基本台帳の目的内の利用と判断して取り扱うこととする。

なお、「電子計算機処理の有無」、「電子計算機結合の有無」、「外部委託の有無」、「備考（個人情報の保存期間）」の欄の検討については、次回の審査会で審議をお願いします。

## 3 変更の手続について

### (1) 現状と課題

現行では、既存事務の情報を目的外に利用して新たな事務を開始する場合、新たな事務を届け出ることにより、既存事務の変更の届出を要しない運用としているが、その変更の届出の必要性が課題となっている。

### (2) 他団体の状況

本市の現行と同様となっている。

### (3) 見直し案

既存事務の情報を目的外に新たな事務で利用する場合は、新たな事務の届出と併せて、既存事務の登録簿において（前出の取扱いのとおり目的外利用の欄を追加して）変更を届け出る。

## 個人情報取扱事務登録簿

区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input type="checkbox"/> 個別
---	---	-----------------------------	-----------------------------

実施機関の名称				届出部課等の名称				
関係課等の名称								
届出年月日		開始年月日		最終変更年月日				
事務の名称	事務							
事務の目的	ため							
事務の概要								
対象者								
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係						
		収集する理由【第7条第3項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会の承認日： 年 月 日						
収集先	上記以外の項目	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____						
		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 実施機関内部( ) <input type="checkbox"/> 他の実施機関( ) <input type="checkbox"/> 他の官公庁( ) <input type="checkbox"/> 民間・私人( ) <input type="checkbox"/> その他( )						
本人以外から収集している理由【第7条第2項ただし書】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(争訟、相談等の執行に支障) <input type="checkbox"/> 7号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 8号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日								
経常的な目的外利用・提供先	<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： <input type="checkbox"/> 主な利用項目( )							
	<input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： <input type="checkbox"/> 主な提供項目( ) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <input type="checkbox"/>他の実施機関( ) <input type="checkbox"/>他の官公庁( )  <input type="checkbox"/>その他( )         </div>							
目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日								
電子計算機処理の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	外部委託の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考	個人情報の保存期間(1年・3年・5年・10年・永年・常用・その他)							

## 個人情報の収集項目（記録項目）新旧対照表

新様式：収集項目	旧様式：記録項目
要配慮個人情報	
人種	社会的差別の原因となるおそれのある情報
信条	思想、信条、宗教
社会的身分	社会的差別の原因となるおそれのある情報
健康情報	健康状態、病歴
障がい	障がい
犯罪関係	社会的差別の原因となるおそれのある情報 賞罰
要配慮個人情報以外	
氏名	氏名
住所	住所
年齢・生年月日 ※ 年齢に関する情報としてまとめ る。	年齢、生年月日
性別	性別
連絡先	電話番号
個人番号 ※ 番号法に基づく個人番号は、他の 個人識別符号とは分ける。	識別番号等
個人識別符号	識別番号等
本籍・国籍	本籍・国籍
家族情報 ※ 本人の生活に関する情報としてま とめる。	親族関係、婚姻歴、家族状況、続柄、 居住状況

学業・職業等 ※ 経歴に関する情報としてまとめる。	職業・職歴、学業・学歴、団体活動歴、資格、地位
収入・支出 ※ 財産とは分ける。	「財産・収入・支出」のうち収入・支出、取引状況
資産 ※ 収入・支出とは分ける。	「財産・収入・支出」のうち財産、取引状況
税情報 ※ 税額を含めた税に関する情報として整理する。	納税状況
公的扶助	公的扶助

上記のいずれにも該当しない項目を収集するときは、記述部分に記載する。

記述部分 ※ 本人の特性を収集する必要がある事務であれば、性質・性格、趣味・し好を合わせて性格等と記述するなどもできるものとする。	身体的な特性・能力 性質・性格 趣味・し好 評価・判定 意見・要望等
--	--

## 個人情報の収集項目の内容

収集項目	内容
要配慮個人情報	
人種	人種、世系又は民俗的若しくは種族的出身等
信条	個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含む。
社会的身分	ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない。
健康情報	病歴、本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果、健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
障がい	身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障害を含む。）等の心身の機能の障がいがあること（過去の状態を含む。）
犯罪関係	犯罪の経験、犯罪により害を被った事実、本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、拘留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと、本人を少年法に規定する審判に付すべき少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

要配慮個人情報以外

氏名	氏名（氏又は名だけの場合を含む。）、旧姓等
住所	住所（郵便番号を含む。）、居所、居住区域名、住所歴、住定日等
年齢・生年月日	年齢、生年月日、年代等
性別	性別
連絡先	電話番号、FAX番号、メールアドレス等
個人番号	個人番号（番号法に規定するもの）
個人識別符号	被保険者番号、免許番号、許可番号、ID番号等の個人に付されたもの、DNAを構成する塩基配列等
本籍・国籍	本籍、戸籍編成、国籍、外国人であること等
家族情報	家族構成、親族関係、続柄、扶養関係、居住形態、生い立ち、婚姻歴等
学業・職業等	在学校名、入学・卒業年度、専攻科目、学校の生活状況、職歴、勤務先名、所属、役職、就職・退職日、勤務の状況、保有する資格等
収入・支出	月収・年収、収入の内容、支払・返済の内容
資産	不動産・動産・預貯金・金融商品・債権・美術品等の内容
税情報	課税・納税の内容
公的扶助	生活保護・各種手当の内容